

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月 28 日付けで公示した石川海区漁場計画の一部を変更したので、当該計画、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 条）第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和 8 年 6 月 30 日

石川県知事 山野 之義

1 石川海区漁場計画の変更内容

（1）漁業権に関する事項

別添 1 のとおり

（2）保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

2 漁業法施行規則第 24 条各号に掲げる事項

（1）海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

別添 2 のとおり

（2）漁場の図面

別添 3 のとおり

3 変更後の石川海区漁場計画の共第 1 号、区第 58 号、定第 56 号及び定第 57 号に係る免許予定日

令和 8 年 11 月 1 日

4 3 に係る申請期間

令和 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで